条約

称 麻 薬単 条約

昭昭昭昭昭和和和和和 昭和三十九年十二月 昭和三十六年 三 月 三十九年 三十九年 三十六年 三十九年 二十九年十二月 七七六七七 月 月二十五日 月 月二十九日 月二十五日 十二日 $+ \equiv$ 十三日 三 日 三十 H H 批准書寄託 批准の閣議決定 国会承認 効 公布及び効力発生の告 署名の閣議決定 = ニュー・ヨークで署名 (昭和三十九年条約第二十二号) 7力発生 3 クで作成

记和三十九年十二月 十 三 日 効力発生

目

次

七 六 Ξī. 四 条 条 条 条 条 条 条 文 麻薬委員会の任務…………………………… 麻薬委員会の決定及び勧告の審査………………………………………… 六一二 定義……………… 統制委員会の構成………………………………………………………………… 六一二 統制範囲の変更…………………………………………………… 六〇八 統制を受ける物質…… 般的義務…………………… 六] 六一 六 六〇五 六〇二 六〇一 ージ

第 第 第 第 第 第 第 前

麻薬単一条約

薬品の所持 六三七	第三十三条
関する特別規定 六三七	
国際交通に従事する船舶又は航空機の救急箱内の薬品の運搬に	第三十二条
国際取引に関する特別規定 六三三	第三十一条
取引及び分配 六三一	第三十条
製造 六三〇	第二十九条
大麻の統制 六三〇	第二十八条
コカ葉に関する追加規定 六二九	第二十七条
コカ樹及びコカ葉 六二九	第二十六条
けしがらの統制 六二八	第二十五条
国際取引に向けられるあへんの生産の制限 六二五	第二十四条
国のあへん機関 六二四	第二十三条
栽培に適用される特別規定 六二四	第二十二条
製造及び輸入の制限 六二二	第二十一条
統制委員会に提出する統計報告 六二二	第二十条
薬品需要量の見積り 六二〇	第十九 条
締約国が事務総長に提出する資料 六一九	第十八 条
特別の行政機関 六一九	第十七条
事務局 六一八	第十六条
統制委員会の報告 六一八	第十五条
この条約の規定の実施を確保するために統制委員会が執る措置 六一六	第十四条
統計報告制度の運用 六一五	第十三条
見積制度の運用 六一四	第十二条
統制委員会の手続規則 六一四	第十一条
統制委員会の委員の任期及び報酬 六一三	第 十 条

規定の適用 上の領域 域

附 末 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第 第

千九百六十一年の麻薬に関する単一条約

締約国は、

前文

麻薬の医療上の使用が苦痛の軽減のために人類の健康及び福祉に思いをいたし、

を考慮し、して、かつ、世界的規模で行動することが必要であることして、かつ、世界的規模で行動することが必要であること麻薬の濫用に対する措置が効果的であるためには、協同

であると了解し、よつて導かれ、かつ、共通の目標を有する国際協力が必要はつて導かれ、かつ、共通の目標を有する国際協力が必要世界的規模におけるそのような行動には、同一の原理に

れる国際条約であつて、麻薬の使用を医療上及び学術上の麻薬に関する現行の諸条約に代わる普遍的に受けいれら関係国際機関が国際連合の枠内にあることを希望し、麻薬統制の分野における国際連合の権限を認め、また、

SINGLE CONVENTION ON NARCOTIC

DRUGS, 1961

PREAMBLE

The Parties,

Concerned with the health and welfare of mankind,

Recognizing that the medical use of narcotic drugs continues to be indispensable for the relief of pain and suffering and that adequate provision must be made to ensure the availability of narcotic drugs for such purposes,

Recognizing that addiction to narcotic drugs constitutes a serious evil for the individual and is fraught with social and economic danger to mankind,

Conscious of their duty to prevent and combat this evil,

Considering that effective measures against abuse of narcotic drugs require co-ordinated and universal action,

Understanding that such universal action

な国際協力及び国際統制について規定するものを締結する

かつ、前記の目標に到達するための継続的

的に制限

義

ことを希望して、 ここに次のとおり協定する。

麻薬単一条約

1 合を除くほか、次の定義に従う。 は文脈により異なつた意味に解釈しなければならない場 この条約においては、 別段の明文の規定がある場合又

(d) (c) ているものをいう。 花又は果実のついた枝端で樹脂が抽出されていないも であるとを問わず、 (枝端から離れた種子及び葉を除く。)をいう。 「大麻」とは、名称のいかんを問わず、大麻植物の 「大麻樹脂」とは、粗のものであると精製したもの 「統制委員会」とは、国際麻薬統制委員会をいう。 「大麻植物」とは、 大麻植物から得た樹脂で分離され 、カンナビス属の植物をいう。

(f) (e) ものを除く。) をいう。 コカインその他のエクゴニンアルカロイドを除去した 「コカ葉」とは、コカ樹の葉(すべてのエクゴニン、 「コカ樹」とは、エリスロキシロン属の植物をいう。

(i) (h) (g) いう。 「栽培」とは、けし、 「理事会」とは、 「麻薬委員会」とは、理事会の麻薬委員会をいう。 国際連合の経済社会理事会をいう。 コカ樹又は大麻植物の栽培を

(j)

「薬品」とは、

天然のものであると合成のものであ

jectives. the same principles and aimed at common obcalls for international co-operation guided by

cerned should be within the framework of that and desirous that the international organs con-Organization, United Nations in the field of narcotics control Acknowledging the competence of the

trol for the achievement of such aims and objectives, continuous international co-operation and conto medical and scientific use, and providing for treaties on narcotic drugs, limiting such drugs international convention replacing existing Desiring to conclude a generally acceptable

Hereby agree as follows:

ARTICLE 1

Definitions

out the Convention: the following definitions shall apply throughcated or where the context otherwise requires, 1. Except where otherwise expressly indi-

- (k) 「総会」とは、国際連合の総会をいう。 るとを問わず、附表Ⅰ及び附表Ⅱに掲げる物質をいう。
- 又は薬品の取引をいう。(1) 「不正取引」とは、この条約の規定に違反する栽培(k) 「総会」とは、国際連合の総会をいう。
- をいう。 れかの領域から他の領域へ薬品を現実に輸送することて、いずれかの国から他の国へ、又は同一の国のいずの、「輸入」及び「輸出」とは、それぞれの語意におい
- を含む。)をいう。 産を除くものとし、精製及び薬品の他の薬品への転換(m) 「製造」とは、薬品を得るためのすべての工程(生
- るために必要な工程を経たあへんをいう。() 「薬用あへん」とは、医薬としての使用に適応させ)
- の植物をいう。(()「けし」とは、パパヴェル・ソムニフェルム・L種()「あへん」とは、けしの液汁の凝固したものをいう。)
- (種子を除く。)をいう。(「けしがら」とは、刈取り後のけしのすべての部分)
- 体のものをいう。 (s) 「製剤」とは、薬品を含有する混合物で固体又は液
- をそれらが得られる植物から分離することをいう。(t) 「生産」とは、あへん、コカ葉、大麻又は大麻樹脂
- とは、この条約に附属する薬品又は製剤の表でそれぞ⑴ 「附表Ⅰ」、「附表Ⅱ」、「附表Ⅲ」、及び「附表Ⅳ」

- (a) "Board" means the International Narcotics Control Board.
- (b) "Cannabis" means the flowering or fruiting tops of the cannabis plant (excluding the seeds and leaves when not accompanied by the tops) from which the resin has not been extracted, by whatever name they may be designated.
- (c) "Cannabis plant" means any plant of the genus cannabis.
- (d) "Cannabis resin" means the separated resin, whether crude or purified, obtained from the cannabis plant.
- (e) "Coca bush" means the plant of any species of the genus erythroxylon.
- (f) "Coca leaf" means the leaf of the coca bush except a leaf from which all ecgonine, cocaine and any other ecgonine alkaloids have been removed.
- (g) "Commission" means the Commission on Narcotic Drugs of the Council.
- (h) "Council" means the Economic and Social Council of the United Nations.

- 改正された場合には改正後のもの)をいう。れ対応する番号を附したもの(第三条の規定に従つて
- 「特殊な目的」という表現は、この規定の趣旨に従つめにその国又は領域に保有する薬品の数量をいう。が政府の特殊な目的のため及び例外的事態に応ずるたい 「特殊在庫量」とは、いずれかの国又は領域の政府(ツ 「事務総長」とは、国際連合事務総長をいう。
- (ⅰ) その国又は領域における医療上及び学術上の目的数量をいう。ただし、IV及びVIに掲げるものを除く。る薬品で(ⅰ)からIIIまでに掲げる用途に供されるもののは、「在庫量」とは、いずれかの国又は領域に保有され、

て解釈するものとする。

- のための消費()・その国又は領域における医療上及び学術上の目的()
- のための使用()その国又は領域における薬品その他の物質の製造
- ツ(iii) ヽ輪 き出
- 事する施設又は有資格者が保有する数量び正当に許可を受けて治療又は学術研究の業務に従い 小売薬剤師その他の許可を受けた小口分配業者及
- 第四十二条及び第四十六条に用いる「領域」の語には、の単位として取り扱われるものをいう。この定義は、定める輸入証明書及び輸出許可書の制度の適用上個別定める輸入証明書及び輸出許可書の制度の適用上個別(※ 特殊在庫量として保有される数量

- (i) "Cultivation" means the cultivation of the opium poppy, coca bush or cannabis plant.
- (j) "Drug" means any of the substances in Schedules I and II, whether natural or synthetic.
- (k) "General Assembly" means the General Assembly of the United Nations.
- (1) "Illicit traffic" means cultivation or trafficking in drugs contrary to the provisions of this Convention.
- (m) "Import" and "export" mean in their respective connotations the physical transfer of drugs from one State to another State, or from one territory to another territory of the same State.
- (n) "Manufacture" means all processes, other than production, by which drugs may be obtained and includes refining as well as the transformation of drugs into other drugs.
- (o) "Medicinal opium" means opium which has undergone the processes necessary to adapt it for medicinal use.

2 ときは、 は学術研究のためにいずれかの人又は企業に供給された この条約の適用上、

適用

統制を受ける物質

この規定の趣旨に従つて解釈するものとする。 その薬品は、消費されたものとみなす。

1 条、第三十二条、第三十三条、第三十四条及び第三十七 二十条、第二十一条、第二十九条、第三十条、第三十 されるすべての統制措置、特に第四条心、第十九条、 る統制措置を除くほか、この条約に基づいて薬品に適用 条に定める統制措置の適用を受けるものとする。 附表Ⅰに掲げる薬品は、 特定の薬品に限つて適用され

2 るものとする。 品に適用される統制措置と同一の統制措置の適用を受け 及び同条5に定める措置を除くほか、附表Ⅰに掲げる薬 附表Ⅱに掲げる薬品は、 小口取引について第三十条2

3 品に関する見積り(第十九条)及び統計(第二十条)と ものとする。ただし、これらの製剤については、その薬 2(c)及び第三十条1(b)≡の規定を適用することを要しな 別個の見積り及び統計を必要とせず、また、第二十九条 に適用される統制措置と同一の統制措置の適用を受ける 附表Ⅲに掲げる製剤以外の製剤は、その含有する薬品

> the opium poppy. (p) "Opium" means the coagulated juice of

薬品が小口分配、医療上の使用又

species Papaver somniferum L. (q) "Opium poppy" means the plant of the

「消費

- the seeds) of the opium poppy, after mowing. (r) "Poppy straw" means all parts (except
- or liquid, containing a drug. (s) "Preparation" means a mixture, solid
- opium, coca leaves, cannabis and cannabis resin from the plants from which they are obtained. (t) "Production" means the separation of
- spondingly numbered list of drugs or preparaule III" and "Schedule IV" mean the correfrom time to time in accordance with article 3. tions annexed to this Convention, as amended (ii) "Schedule I", "Schedule II", "Sched-
- tary-General of the United Nations (v) "Secretary-General" means the Secre-
- ernment of such country or territory for special drugs held in a country or territory by the gov-(w) "Special stocks" means the amounts of

4 附表Ⅲに掲げる製剤に使用される薬品の数量に関するもれ条)及び統計(第二十条)については、必要な資料は、ことを要せず、また、これらの製剤に係る見積り(第十ことを要せず、また、これらの製剤に係る見積り(第十ことを要せず、また、これらの製剤に係る見積り(第十二とを要せず、また、これらの製剤については、受けるものとする。ただし、これらの製剤については、受けるものとする。ただし、これらの製剤については、受けるものとする。ただし、これらの製剤については、受けるもの製剤に適用される薬品の製剤は、附表Ⅲに掲げる薬品を含有する。

のに限られる。

床試験を含む。)にのみ必要なこれらの薬品の数量につの監督及び管理の下に又はこれに従つて行なわれる臨る。 ただし、医療上及び学術上の研究(締約国の直接ると認めるときは、これらの行為を禁止するものとすの健康及び福祉を保護するために最も適した手段であ出、輸入、取引、所持又は使用を禁止することが公衆出、輸入、取引、所持又は使用を禁止することが公衆出、輸入、取引、所持又は使用を禁止することが公衆出、輸入、取引、原因、統約国は、自国における一般的状況から判断して、

Government purposes and to meet exceptional circumstances; and the expression "special purposes" shall be construed accordingly.

- (x) "Stocks" means the amounts of drugs held in a country or territory and intended for:
- (i) Consumption in the country or territory for medical and scientific purposes,
- (ii) Utilization in the country or territory for the manufacture of drugs and other substances, or

(iii) Export;

but does not include the amounts of drugs held in the country or territory

- (iv) By retail pharmacists or other authorized retail distributors and by institutions or qualified persons in the duly authorized exercise of therapeutic or scientific functions, or
- (v) As "special stocks".
- (y) "Territory" means any part of a State which is treated as a separate entity for the application of the system of import certificates

6

附表Ⅰに掲げるすべての薬品に適用される統制措置の

いては、この限りでない。

とする。用を受け、大麻は第二十八条の規定の適用を受けるもの用を受け、大麻は第二十六条及び第二十七条の規定の適を受け、コカ葉は第二十六条及び第二十四条の規定の適用ほか、あへんは第二十三条及び第二十四条の規定の適用

7 けしは第二十二条から第二十四条までに定める統制措置の適用を受け、大麻の葉は第二十八条に定める統制措置の適用を受け、けしがらは第二十八条に定める統制措置の適用を受け、力麻植物は第二十二条及び第二十二条の適用を受け、コカ樹は第二十二条、第二十六条及び7 けしは第二十二条から第二十四条までに定める統制措

うに使用される各薬品の数量をも記載すること。(b) 自国が提出する統計資料(第二十条)中に、そのよを実際に回収することができないようにすること。を実際に回収することができないようにすること。がないようにし、かつ、有害な物質のは使用される薬品が濫用され又は悪影響を及ぼすおは、適当な変質法その他の手段により、確実に、そのよ

and export authorizations provided for in article 31. This definition shall not apply to the term "territory" as used in articles 42 and 46.

2. For the purposes of this Convention a drug shall be regarded as "consumed" when it has been supplied to any person or enterprise for retail distribution, medical use or scientific research; and "consumption" shall be construed accordingly.

ARTICLE 2

Substances under control

- 1. Except as to measures of control which are limited to specified drugs, the drugs in Schedule I are subject to all measures of control applicable to drugs under this Convention and in particular to those prescribed in articles 4 (c), 19, 20, 21, 29, 30, 31, 32, 33, 34 and 37.
- 2. The drugs in Schedule II are subject to the same measures of control as drugs in Schedule I with the exception of the measures prescribed in article 30, paragraphs 2 and 5, in

1

- 務総長に対し、その旨を通告し、かつ、 れかの附表の改正が必要であると認める場合には、事 締約国又は世界保健機関は、その有する資料によりい 統制範囲の変更
- 3 2 行なわれたときは、 を締約国、 事務総長は、 麻薬委員会及び、その通告が締約国によつて 前記の通告及び関係があると認める資料 世界保健機関に送付する。
- (ii)(i) 置を締約国がその物質に暫定的に適用すべきことを決 定することができる。 のとする。 の物質に暫定的に適用することの可能性を検討するも 表1に掲げる薬品に適用されるすべての統制措置をそ 麻薬委員会は、 締約国は、 附表1に掲げる薬品に適用されるすべての統制措 側に定める決定が行なわ 締約国は、 その措置をその物質 れるまでの
 - するものである場合には、 けとなる資料を提出するものとする。 通告が附表Ⅰ又は附表Ⅱに掲げられていない物質に関 入手することができる資料に照らし、 その通告の裏付
- その旨を麻薬委員会に通知する。 様の悪影響を及ぼすものであると認め、 に掲げる薬品と同様の濫用のおそれがあり、かつ、 が薬品に転換されうるものであると認めた場合には、 に暫定的に適用するものとする。 世界保健機関は、 その物質が附表1若しくは附表 麻薬委員会は、 又はその物質 Π 同

(iii)

- respect of the retail trade
- article 30, paragraph $\mathbf{1}(b)(\mathbf{ii})$ need not apply. shall not be required in the case of such prepaule III are subject to the same measures of conrations, and article 29, paragraph 2 (c) and distinct from those dealing with these drugs mates (article 19) and statistics (article 20) trol as the drugs which they contain, but esti-3. Preparations other than those in Sched-
- of such preparations. quantities of drugs used in the manufacture formation required shall be restricted to the not apply, and that for the purpose of estimates article 31, paragraphs 1 (b) and 4 to 15 need containing drugs in Schedule II except that to the same measures of control as preparations (article 19) and statistics (article 20) the in-4. Preparations in Schedule III are subject
- schedule, and in addition thereto ures of control applicable to drugs in the latter included in Schedule I and subject to all meas-5. The drugs in Schedule IV shall also be
- (a) A Party shall adopt any special meas-

■に加えることができる。ロおそれがなく、かつ、悪影響を及ぼさず(この条3)、のおそれがなく、かつ、悪影響を及ぼさず(この条3)、のおれがなく、かつ、悪影響を及ぼさず(この条3)、のおれがなく、かつ、悪影響を及ぼさず(この条3)、のおれがなることができる。

5 附表Ⅰに掲げるいずれかの薬品が濫用され及び悪影響 を及ぼすおそれ(この条3)の著しいものであり、かつ、を及ぼすおそれ(この条3)の著しいものであり、かつ、

6 通告が附表Ⅰ若しくは附表Ⅱから附表Ⅰへ薬品は、5に定める措置のほか、世界保健機関の勧告に従い、次の方法によりいずれの附表をも改正することができる。次の方法によりいずれの附表をも改正することができる。

際連合の非加盟国であるこの条約の締約国、世界保健機決定も、事務総長により、すべての国際連合加盟国、国7 麻薬委員会がこの条の規定に基づいて行なういずれの(b) 附表から薬品又は製剤を削ること。

ures of control which in its opinion are necessary having regard to the particularly dangerous properties of a drug so included; and

(b) A Party shall, if in its opinion the prevailing conditions in its country render it the most appropriate means of protecting the public health and welfare, prohibit the production, manufacture, export and import of, trade in, possession or use of any such drug except for amounts which may be necessary for medical and scientific research only, including clinical trials therewith to be conducted under or subject to the direct supervision and control of the Party.

6. In addition to the measures of control applicable to all drugs in Schedule I, opium is subject to the provisions of articles 23 and 24, the coca leaf to those of articles 26 and 27 and cannabis to those of article 28.

7. The opium poppy, the coca bush, the cannabis plant, poppy straw and cannabis leaves are subject to the control measures prescribed in articles 22 to 24; 22, 26 and 27; 22 and 28; 25; and 28, respectively.

つて要求される措置を執るものとする。ずるものとし、その場合には、締約国は、この条約によがその通告を受領した日にその締約国について効力を生関及び統制委員会に通告される。この決定は、各締約国

- 出される。 出される。 出される。 本子日以内に意見を提出するよう要請する。事務総長九十日以内に意見を提出するよう要請する。事務総長の受員会、世界保健機関及びすべての締約国に送付し、のののでは、審査の要請及び関係資料の写しを麻薬ののでは、審査の要請及び関係資料の写しを麻薬のでは、
- 会に送付される。

 は取り消すことができるものとし、理事会の決定は、成薬委員会の決定の通告は、すべて最終的なものとする。理事会の決定の通告は、すべて最終的なものとする。理事会の決定の通告は、すべて最終的なものとする。理事会は、理事会は、成業委員会の決定を確認し、変更し、又会に送付される。
- この条の規定に従つて行なわれる麻薬委員会の決定は、は、なお効力を有する。(仏)審査が行なわれている間、麻薬委員会の最初の決定)(

9

- 8. The Parties shall use their best endeavours to apply to substances which do not fall under this Convention, but which may be used in the illicit manufacture of drugs, such measures of supervision as may be practicable.
- 9. Parties are not required to apply the provisions of this Convention to drugs which are commonly used in industry for other than medical or scientific purposes, provided that:
- (a) They ensure by appropriate methods of denaturing or by other means that the drugs so used are not liable to be abused or have ill effects (article 3, paragraph 3) and that the harmful substances cannot in practice be recovered; and
- (b) They include in the statistical information (article 20) furnished by them the amount of each drug so used.

ARTICLE 3

Changes in the scope of control

Where a Party or the World Health Organization has information which in its opinion

上の措置を執るものとする。 締 約国 は 次のことを行なうために必要な立法上及び行 第七条に規定する審査の手続を受けない。

四

条

般

的 義

(c) (b) (a) 政 製造、 及び学術上の目的にのみ制限すること。 この条約の規定の実施にあたり他の国と協力すること。 自国 この条約の規定に従うことを条件として、 輸出、 [の領域 輸入、分配、 においてこの条約の規定を実施すること。 取引、 使用及び所持を医療上 薬品の生産

Ħ. 条 玉 |際統制 機 関

第

際麻薬統制委員会にそれぞれ割り当てられた任務をこれら 、機関に委託することに同意する。 締約国は、 この条約によつて経済社会理事会の麻薬委員会及び国 薬品の国際統制に関する国際連合の権限を認

第六条 围 際 統制 機関 の経 費

総会が公平と認め、 のとする。 て随時決定する額をこれらの経費に充てるため分担するも 法で国際連合が負担する。 麻薬委員会及び統制委員会の経費は、 か つ、これらの締約国 国際連合加盟国でない締約国は、 総会が決定する方 0 政府と協議

> port of the notification. and furnish him with the information in sup-Schedules, it shall notify the Secretary-General may require an amendment to any of the

- made by a Party, to the World Health Organsuch notification, and any information which ızatıon. Commission, and, where the notification is he considers relevant, to the Parties, to the 2. The Secretary-General shall transmit
- stance not already in Schedule I or in Schedule 3. Where a notification relates to a sub-
- all measures of control applicable to drugs in of the available information the possibility of Schedule I; the provisional application to the substance of (i) The Partics shall examine in the light
- sub-paragraph (iii) of this paragraph, the control applicable to drugs in Schedule I. The provisionally to that substance all measures of Parties shall apply such measures provisionally Commission may decide that the Parties apply (ii) Pending its decision as provided in

承認又は修正を受けるものとする。 員会の他の決定又は勧告と同様に、理事会又は総会によるほ基づいて麻薬委員会が採択した決定又は勧告は、麻薬委第三条の規定に基づく決定を除くほか、この条約の規定

第八条 麻薬委員会の任務

協制委員会の任務に関係がある事項について統制委員(a) 第三条の規定に従つて附表を改正すること。審議する権限を有し、特に次のことを行なう権限を有する。審薬委員会は、この条約の目的に関するすべての事項を

会の注意を喚起すること。

協一統制委員会の任務に関係がある事項について統制委員

を含む。)のために勧告を行なうこと。の計画及び学術的又は技術的な性質を有する資料の

(c)

この条約の目的

の達成及び規定の実施

(学術上

0

研

究

交換

約国の注意を喚起すること。 告について、それに沿つた措置を考慮するように、非締 は、麻薬委員会がこの条約に基づいて採択する決定及び勧

第九条 統制委員会の構成

会の構成 統制委員

の中から選挙する医学上、薬理学上又は薬学上の経験()世界保健機関が指名する少なくとも五人の者の名簿構成する。

to the substance in question;

(iii) If the World Health Organization finds that the substance is liable to similar abuse and productive of similar ill effects as the drugs in Schedule I or Schedule II or is convertible into a drug, it shall communicate that finding to the Commission which may, in accordance with the recommendation of the World Health Organization, decide that the substance shall be added to Schedule I or Schedule II.

4. If the World Health Organization finds that a preparation because of the substances which it contains is not liable to abuse and cannot produce ill effects (paragraph 3) and that the drug therein is not readily recoverable, the Commission may, in accordance with the recommendation of the World Health Organization, add that preparation to Schedule III.

5. If the World Health Organization finds that a drug in Schedule I is particularly liable to abuse and to produce ill effects (paragraph 3) and that such liability is not offset by substantial therapcutic advantages not possessed by substances other than drugs in Sched-

1

統制委員会の委員の任期は、

三年とする。

委員は、

再

2 ての措置を執るものとする。 委員会と協議の上、統制委員会の任務の遂行にあたつて それのある活動に従事してはならない。 行を害するおそれのある地位につき、 統制委員会の委員は、その任期中、その任務の公平な遂 とによつて一 の職権行使上の完全な独立を確保するために必要なすべ 統制委員会の委員は、 指名する者の名簿 国際連合加盟国及び国際連合加盟国でない締約国 般的信任を有する者でなければならない。 の中から選挙する八人の委員 その能力及び公平無私であるこ 又はそのようなお 理事会は、 統制 が

3 理事会は、公平な地理的代表の原則に留意しつつ、生

第十条 統制委員会の委員の任期及び報酬

する。

2 統制委員会の最初の会合の日の前日に終了

2 統制委員会の各委員の任期は、その後任者が出席する
選されることができる。

3 三会期連続して会議に出席しなかつた統制委員会の委

ule IV, the Commission may, in accordance with the recommendation of the World Health Organization, place that drug in Schedule IV.

- 6. Where a notification relates to a drug already in Schedule I or Schedule II or to a preparation in Schedule III, the Commission, apart from the measure provided for in paragraph 5, may, in accordance with the recommendation of the World Health Organization, amend any of the Schedules by:
- (a) Transferring a drug from Schedule I to Schedule II or from Schedule II to Schedule I;
- (b) Deleting a drug or a preparation as the case may be, from a Schedule.
- pursuant to this article shall be communicated by the Secretary-General to all States Members of the United Nations, to non-member States Parties to this Convention, to the World Health Organization and to the Board. Such decision shall become effective with respect to each Party on the date of its receipt of such com-

員は、 辞任したものとみなす。

- 4 告は、 2の規定によって委員に要求される条件を満たさなくな つた統制委員会の委員を解任することができる。 理事会は、 統制委員会の八人の委員の賛成投票によつて行な 統制委員会の勧告が あつたときは、 第九条 勧
- 5 には、 りすみやかにその欠員を補充する。 任期について他の委員を選挙することにより、 任期中の委員について統制 理事会は、 第九条の関係規定に従つてその 委員会に欠員を生じた場合 できる限 残 n n
- 6 を受ける。 統制委員会の委員は、 総会が決定する妥当な額の報 酬

第十一 条 統制委員会の手続 規

1 Ļ 統制委員会は、 並びにその手続規則を採択する。 議長及び必要と認める他 の役員を選挙

規会統 則の手 続員 続員

2 認める回数の会合を開催する。 くとも二回の会議を開催しなければならない。 統制委員会の会議に必要な定足数は、 統制委員会は、 その任務の適正な遂行上必要であると ただし、 暦年ごとに少な

七人とする。

第十二条 見積 制 度の 運

3

1 限 統制委員会は、 方法及びその書式を定める。 第十九条に定める見積りを提出する期

の運用 見積制度

Convention. take such action as may be required under this munication, and the Parties shall thereupon

- which the request for review is based together with all relevant information upon review shall be sent to the Secretary-General of notification of the decision. The request for any Party filed within ninety days from receipt to review by the Council upon the request of amending any of the schedules shall be subject œ (a) The decisions of the Commission
- days. All comments received shall be submitted viting them to submit comments within ninety copies of the request for review and relevant to the Council for consideration information to the Commission, the World Health Organization and to all the Parties in (b) The Secretary-General shall transmit
- tion of the Council's decision shall be trans-Nations, to non-member States Parties to this mitted to all States Members of the United decision of the Council shall be final. Notificaverse the décision of the Commission, and the (c) The Council may confirm, alter or re-

3 府と協力するものとする。 積りの作成にあたつては、 を定められた期限までに提出しないときは、 いずれかの国がそのいずれかの領域につい できる限りその見積りを作成するものとし、 実行可能な限度でその国の政 統制委員会 ての見積 その見 'n

4 ことができる。 その見積りを完全なものにし又はそれに含まれている事 項を説明するために必要であると認める資料を要求する 積りを除くほか、見積りが提出された国又は領域につき、 るものとし、また、特殊な目的のための需要に関する見 統制委員会は、 見積り(補足見積りを含む。)を検討

6 5 年一回、 の条約の実施に役だつと認めるものを発表する。 たときは、その見積りを修正することができる。 積りを含む。)を確認するものとし、 統制委員会は、第十五条の報告のほか、少なくとも毎 統制委員会は、できる限りすみやかに見積り(補足見 自己が定める時期に、 見積りに関する資料でこ 関係政府の同意を得

第十三条 統計報告制 度の 運 苚

1 方法及びその書式を定める。 統制委員会は、 第二十条に定める統計報告を提出する

> Health Organization, and to the Board Convention, to the Commission, to the World

main in effect. original decision of the Commission shall re-(d) During pendency of the review the

to the review procedure provided for in arcordance with this article shall not be subject 9. Decisions of the Commission taken in ac-

General obligations ARTICLE 4

administrative measures as may be necessary: The Parties shall take such legislative and

territories; visions of this Convention within their own (a) To give effect to and carry out the pro-

execution of the provisions of this Convention; (b) To co-operate with other States in the

scientific purposes the production, manufacvention, to limit exclusively to medical and (c) Subject to the provisions of this Con-

2 告を検討する。 約の規定に従っているかどうかを決定するため、 統制委員会は、 締約国又は他 のいずれ かの 国 がこの条 統計 報

3 資料をさらに要求することができる。 完全なものにし又は説明するために必要であると認め 統制委員会は、 前記 の統計報告に含まれている資料

4 て質問し又は意見を表明することは、 特殊な目的 のために必要な薬品に関する統計資料に 統制委員会の 権 0

限外とする。

第十四 条 この ために統制委員会が執る措置 条約 の規定の実施を確保

この された資料を検討した結果、 関 る当該事件について締約国 明を求める権利を有する。 がそこなわれるおそれが大であると信ずるに足りる理 府 を有するときは、 がらこの条約の規定の下で生じた問題に から統制委員会に提出された資料又は 資料の要求又は 意を喚起する権利を留保して、 統制委員会は、 条約の規定を実施していないためこの条約 この いず その国又は領域の政府に対して説 条約の規定に基 れかの政府の 統制委員会は、 いず 理事会及び こ の (a) 'n か 説明を極秘 0 づ 国 いて諸国 国又は の規定に基づ 麻薬委員会の 関 (c)に規定す だして通 連 合 0 0) 領 もの 目 0 0) 的 が 知 機 政

として取り扱わなけ

n

ばならない。

執委め保実のこ る員にす施規の 措会統るを定条 置が制た確の約

1

(a)

use and possession of drugs. ture, export, import, distribution of, trade in,

ARTICLE

The international control organs

tional Narcotics Control Board, the functions national control of drugs, agree to entrust to the United Nations with respect to the intervention. respectively assigned to them under this Connomic and Social Council, and to the Internathe Commission on Narcotic Drugs of the Eco-The Parties, recognizing the competence of

ARTICLE

Expenses of the international control organs

Board will be borne by the United Nations in bly finds equitable and assess from time to time expenses such amounts as the General Assemof the United Nations shall contribute to these Assembly. The Parties which are not members such manner as shall be decided by the General The expenses of the Commission and the

う関係政府に求めることができる。 じ当該状況の下で必要と認められる是正措置を執るよい要と認めるときは、この条約の規定を実施するため 統制委員会は、匈の規定に基づく措置を執つた後、

委員会の注意を喚起することができる。を求められて十分な説明を行なわず、又は(b)の規定にを求められて十分な説明を行なわず、又は(b)の規定にの、統制委員会は、関係政府が(a)の規定に基づいて説明

府の意見をもその報告の中で公表しなければならない。表する場合において関係政府が要請したときは、その政治付する。統制委員会は、この条の規定に基づいて行な送付する。統制委員会は、この条の規定に基づいて行な統制委員会は、この条の規定に基づいて処理したいず統制委員会は、この条の規定に基づいて処理したいず

3

after consultation with the Governments of these Parties.

ARTICLE 7

Review of decisions and recommendations of the Commission

Except for decisions under article 3, each decision or recommendation adopted by the Commission pursuant to the provisions of this Convention shall be subject to approval or modification by the Council or the General Assembly in the same way as other decisions or recommendations of the Commission.

ARTICLE 8

Functions of the Commission

The Commission is authorized to consider all matters pertaining to the aims of this Convention, and in particular:

(a) To amend the Schedules in accordance with article 3;

六一七

麻薬単

出席させるよう招請されるものとする。 出席させるよう招請されるものとする。 りょういて審議される統制委員会の会合に代表者を りょういずれの国も、自国に直接関係のある問題がこの条の

員の三分の二の多数によつて行なう。この条の規定に基づく統制委員会の決定は、委員の全

第十五条 統制委員会の報告

1 委員会を通じて理事会に提出するものとし、 内容として含ませるものとする。これらの報告は、麻薬 員会が附することを希望する自己の意見及び勧告をその 的に又は要求を受けて行なつた説明の記述並びに統制委 て得た結果並びに、 委員会が自由 統制委員会は、 める追加の報告を作成する。これらの報告には、 適切と認める意見を附することができる。 に利用しうる見積り及び統計資料を分析し その業務に関する年次報告及び必要と 適当な場合には、 諸国の政 麻薬委員会 府が自発

2 前記の報告は、手務総長が締約国に通知し、その後に

第十六条 事務局

- (b) To call the attention of the Board to any matters which may be relevant to the functions of the Board;
- (c) To make recommendations for the implementation of the aims and provisions of this Convention, including programmes of scientific research and the exchange of information of a scientific or technical nature; and
- (d) To draw the attention of non-parties to decisions and recommendations which it adopts under this Convention, with a view to their considering taking action in accordance therewith.

ARTICLE 9

Composition of the Board

- 1. The Board shall consist of eleven members to be elected by the Council as follows:
- (a) Three members with medical, pharmacological or pharmaceutical experience from a list of at least five persons nominated by the World Health Organization; and
- (b) Eight members from a list of persons

が

事務総長

第十 -七条 特別の行 政 機 関

機関を維持しなければなら 締約国は、 この条約の規定を実施するため、 ない。 特別の行政

第十八 条 締約 \mathbb{E} が事務総長に提出する資

1 な として要請 締約国 ければ は、 ならない。 する資料、 麻薬委員会がそ 特に次の 0) 資料を事務総長に提 任務の遂行 上必要なも 出 0 L

(b) (a) 報告 この条約を実施する 自国 『の各領域におけるこの条約の運用 ため ĺŹ 随時公布されるすべて 12 関する年 次

法令の条文

た方法から見て重要である各事件 その不正取引の数量若しくは不正取引をした者 薬品の入手源 、発覚した不正取引の事件のうち、 不正取引の び輸入の許可書又は証明書を発給する権 事件 0 解明 13 関して麻 に役だつ資料 中薬 委員 -の詳 があるために、 く会が 不正取引の |細を含む。) 定 つめる ため 事 又は 用 頂 0 Ų s

2 より、 締約国は、 る政府 そ Ò 要請 当局の名称及び所在地 の資料を、 する期限までに、 麻薬委員会が要請する方法に その要請する書式を用

(d)

輸出及

限

0

the United Nations. tions and by Parties which are not Members of nominated by the Members of the United Na-

interestedness, will command general confiwho, by their competence, impartiality and discarrying out its functions. full technical independence of the Board in make all arrangements necessary to ensure the Council shall, in consultation with the Board, tiality in the exercise of their functions. The which would be liable to impair their imparhold any position or engage in any activity dence. During their term of office they shall not Members of the Board shall be persons

including on the Board, in equitable proporshall give consideration to the importance of ciple of equitable geographic representation, with such countries ing, and consuming countries, and connected drug situation in the producing, manufacturtion, persons possessing a knowledge of the 3. The Council, with due regard to the prin-

六二〇

て提出する。

麻薬単一条約

第十九条

薬品需要量の見積り

1 ばならない。 る方法により、 ついての次の事項に関する見積りを、 締約国は、 毎年、 その支給する用紙を用いて提出しなけれ 統制委員会に対し、 統制委員会が定め 自国 |の各領域

(a) 医療上及び学術上の目的のために消費される薬品 0

(b) を受けない物質を製造するために使用される薬品 他の薬品、 『質を製造するために使用される薬品の数附表Ⅲに掲げる製剤及びこの条約の適用

(d) (c) べき薬品の在庫量 当該見積りに係る年の十二月三十一日に保有される

特殊在庫量を増加するために必要な薬品

この数量

2 量を加えた数量とする。 定による見込数量の水準まで引き上げるために必要な数 の前年の十二月三十一日現在の現実の在庫量を1億の規 (b)及びd)に規定する数量の合計に、 第二十一条3に規定する控除を受けることを条件とし 各領域及び各薬品についての見積りの総計は、 当該見積りに係る年 1 (a)

3 積りを、 ることができる いずれの国も、 それを必要とする事情の説明を附して、 当該見積りに係る年において、 提出す 補足見

ARTICLE 10

Terms of office and remuneration of members of the Board

- a period of three years, and shall be eligible for re-election. The members of the Board shall serve for
- titled to attend. of the Board which his successor shall be en-Board shall end on the eve of the first meeting 2. The term of office of each member of the
- deemed to have resigned. to attend three consecutive sessions shall be A member of the Board who has failed
- affirmative vote of eight members of the Board Such recommendation shall be made by an for membership by paragraph 2 of article 9. who has ceased to fulfil the conditions required the Board, may dismiss a member of the Board The Council, on the recommendation of
- Council shall fill such vacancy as soon as posduring the term of office of a member, the Where a vacancy occurs on the Board